3　国及び公益財団法人全国生活衛生営業指導センターに期待される役割

国及び公益財団法人全国生活衛生営業指導センター（以下「全国指導センター」という。）は、公衆衛生の向上及び営業の健全な振興を図る観点から、都道府県及び連合会と適切に連携を図り、信頼性の高い情報の発信、的確な政策ニーズの把握等を行う必要がある。また、予算措置（補助金）、金融措置（融資）、税制措置を中心とする政策支援措置については、営業者の衛生水準の確保、経営の安定に最大限の効果が発揮できるよう、安定的に所要の措置を講じるとともに、制度の活性化に向けた不断の改革の取組が必要である。

第四　興行場営業の振興の目標を達成するために必要な事項

興行場営業の目標を達成するために必要な事項としては、次に掲げるように多岐にわたるが、営業者においては、衛生水準の向上等のために必須で取り組むべき事項と、戦略的経営を推進するために選択的に取り組むべき事項の区別を行うことで、課題解決と継続的な成長を可能にし、国民生活の向上に貢献することが期待される。

また、組合及び連合会においては、組合員である営業者等に対する指導・支援、消費者の興行場営業への信頼向上に資する事業の計画的な推進が求められる。

このために必要となる具体的取組としては、次に掲げるとおりである。

一　営業者の取組

1　衛生水準の向上に関する事項

営業者は、シックハウス等室内の化学物質による健康への影響についての関心の高まりや新たな感染症の発生状況等に配慮しつつ、公衆衛生の見地からの対策を講じることを要請されている。このため、自館の営業形態、施設及び設備等に応じた、快適な温度及び空気環境の確保、トイレ等の清掃の徹底、衛生教育の充実による従業員の資質の向上等衛生水準の維持向上のためのサービスの充実・強化を図り、利用者が清潔かつ衛生的な環境で快適に映画を楽しめるよう衛生管理に努めるものとする。特に最近、新型インフルエンザの発生が危惧されていることから、営業者自らが、従業員に対し衛生管理に関する模範を示すとともに、従業員の健康管理に十分留意し、従業員に対する衛生教育及び監督指導に当たることが必要である。

さらに、営業者は、消防法（昭和23年法律第186号）等の関係法令を踏まえた非常口表示等の措置を講じ、従業員の安全教育の徹底を図るとともに、地域との連携を密にした防災・避難対策や上映前の入場者に対する適切な情報提供を行うことが必要である。

2　経営課題への対処に関する事項

経営課題への対処については、営業者の自立的な取組が前提であるが、営業を通じて娯楽を提供し、国民生活の向上に貢献する観点から、営業者においては、次に掲げる事項を念頭に置き、経営改革に積極的に取り組むことが期待される。

特に、地方都市の単独館では、営業者が変わることはほとんどないため、経営手法が固定的になりやすい面があるが、シネマコンプレックスとの間で広域的な競争のもと厳しい競争にあることから、以下の事項も積極的に採り入れ、地域の実情に応じた方策を検討することが期待される。

⑴　経営方針の明確化及び独自性の発揮に関する事項

現在置かれている経営環境や市場を十分に把握、分析し、自館や地域の特性を踏まえ、強みを見出し、経営方針を明確化し、自館の付加価値や独自性を高めていくとともに、経営管理の合理化及び効率化を図ることが必要である。

ア　自館の立地条件、顧客層、資本力、経営能力等の経営上の特質の把握
イ　周辺競合館に関する情報収集と比較
ウ　ターゲットとする顧客層の特定
エ　自館のコンセプトの明確化
オ　多様な顧客層の開拓・周知のための企画
カ　飲食等の附帯的サービスの強化
キ　施設の有効活用による収益源の多様化
ク　地域の飲食店等との提携
ケ　若手人材の活用による経営手法の開拓
コ　顧客や地域のニーズに沿った上映時間の見直し
サ　都道府県指導センター等の経営指導機関による経営診断の積極的活用

⑵　サービスの向上及び顧客の確保に関する事項

消費者のニーズやライフスタイルの変化に的確に対応し、消費者が安心して利用できるよう、自館の魅力を増し、顧客の満足度を向上させるとともに、新たな顧客を獲得することが重要であることから、以下の事項を選択的に取り組むことが期待される。

ア　映画紹介イベントや交流会の開催など映画ファンの拡大
イ　年齢、日時、対象者に応じた割引制度の実施
ウ　会員カードの発行
エ　スポーツや演劇、コンサートのライブ中継など映画作品以外のコンテンツの上映
オ　結婚披露宴などイベント事業の展開
カ　上映リクエストの多い映画の上映
キ　関連書籍、ＤＶＤ、ブルーレイ、キャラクターグッズ等の関連物品の販売
ク　喫茶、売店コーナー等付帯事業の充実
ケ　子育て中の母親など新たな顧客層の開拓のための独自サービスの実施
コ　地域の飲食店等と提携したサービスの提供
サ　利用者のアンケート箱の設置などによる利用者の要望の調査
シ　優秀な人材の獲得、若手従業員の育成・指導、資質向上
ス　魅力ある職場づくり（人と人の心のチームワーク）
セ　ホームページの開設等情報通信技術を活用した積極的な情報発信
ソ　地域のケーブルテレビ等を活用した広告宣伝
タ　クレジットカード決済、電子決済の導入・普及

⑶　施設及び設備の改善に関する事項

営業者は、利用者が清潔かつ衛生的な環境で快適に映画を楽しめるよう衛生管理に努めるとともに、近年の省エネ・節電の要請やバリアフリーの視点を踏まえた施設及び設備の改善を図るため、具体的には、以下の事項に取り組むことが期待される。

ア　清潔で魅力的な施設に向けた定期的な内外装の改装
イ　快適な椅子の設置
ウ　映像・音響設備の改善
エ　デジタル化への対応
オ　３Ｄ（立体映画）上映対応
カ　施設の耐震化
キ　高齢者、障害者等に配慮したバリアフリー対策の実施
ク　バリアフリー映画への対応
ケ　消費者の安全衛生及び従業者の労働安全衛生の観点から施設の整備・改善
コ　節電・省エネルギーの推進
サ　経営の合理化・効率化のための改善

⑷　従業者の資質の向上に関する事項

従業員の企画、顧客管理、接客等の技術の向上、映写技師の確保等を図るため、組合等の研修会、講習会等も活用しつつ、その資質の向上を図るとともに、適切な労働条件や健康管理を図る必要がある。